



基本計画編

基本目標5

未来につながる
持続可能な
まちづくり

未来につながる 持続可能なまちづくり

1 関係人口、移住、定住

現状 課題

- 移住希望者に向けて移住定住情報サイト「オオゾライフ」で大空町の魅力や日常、仕事や求人の情報など様々な支援メニューを随時紹介するなど情報を発信。そのほか各種SNSや町のホームページでもお試し暮らしや助成制度の情報などを掲載。
- 道外の移住者相談会への参加のほか、定住をサポートする会と連携し、移住者を支援する体制を整えている。幅広い世代に向けて移住を呼び掛けているものの、子育て世帯の移住促進は効果が十分に表れていない状況。のびのびと子育てできる環境や子育て世帯への助成や支援が多くあることをより積極的にアピールし、子育て世帯の移住や定住を促進することが必要。
- 網走刑務所での利用がされなくなった住吉作業所を、包括連携協定に基づき活用して、観光農園・果樹園を始めるためにイナキビやハスカップの栽培、商品開発を実施。関係人口を創出する場としての活用が期待されている。

関連する個別計画など
(計画期間/年度)

・まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略 (R8～R12)

施策・10年間で取り組むこと

施策 ▶	10年間で取り組むこと
<p>1 移住・定住につながる情報の発信 町の知名度向上に努めながら、移住に関心がある人に積極的に情報を発信し包括的に支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● SNSや町のホームページなどを通じた大空町の魅力や情報の発信、発信力の強化 ● 無料職業紹介所・スポットワークマッチング支援 ● お試し暮らし住宅の利用、運用改善 ● 空き家利活用 ● 民間賃貸住宅の活用
<p>2 移住に関する相談支援、サポート 移住に関する相談支援やコーディネートを行うとともに、幅広い視点からサポートできる体制の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 移住相談支援の充実 ● 移住希望者・移住者のサポート体制の充実（定住をサポートする会との連携、活動支援）
<p>3 子育て世帯の移住促進 子育て支援の取組を積極的に周知し、子育て世代の移住・定住を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て世帯の住宅新築・準備助成、空き家利活用助成の拡充 ● SNSなどを活用した子育て支援に関する各種助成や支援の情報発信
<p>4 網走刑務所住吉作業所の利活用 網走刑務所住吉作業所を活用した地域活性化策、関係人口創出施策を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 作業所の未利用区画の利活用検討 ● 既存参画事業者に対する支援 ● 新規参画事業者の開拓 ● 地域おこし協力隊の活用検討 ● 網走刑務所との連携（刑務作業の活用） ● 事業に関する町内外への広報

未来につながる 持続可能なまちづくり

2 情報、デジタル化

現状 課題

- 広報おぞらや町のホームページを通じて分かりやすい広報に努めているほか、大空町公式 Instagram やそらっきーナビ（通称：そらナビ）など SNS を通じた情報発信も実施。町民と行政の相互理解、情報共有を進めるうえで広報を重視する自治体も増えており、本町においても伝える広報から伝わる広報へと意識を変えて進めていくことが必要。
- インターネットを通じて議会中継の動画配信やパブリックコメントの実施、各種申請様式のダウンロードサービスを実施。インターネットの利用状況には個人差があることを踏まえ、情報通信技術を利用できる人と利用できない人の間で格差が生まれないようにすることも重要。
- 行政サービス、行政事務のデジタル化を進め、業務の効率化やサービスの維持と品質向上に努めている。業務を効率化することで、よりきめ細かな相談業務やサービス提供に力を注ぐことが必要。また、暮らしを支える様々なサービスの間で、必要なデータの連携・共有を進めることにより、より最適化されたサービスの提供を実現することが必要。

- 町が所有する個人情報は、個人情報保護法施行条例に基づき、個人情報保護審査会により情報開示請求等に対する調査や審議を実施。個人情報保護に十分留意しつつ、必要な情報を公開していくことが必要。

関連する個別計画など
(計画期間/年度)

・行政改革大綱・行政改革推進計画（R4～R8）

施策・10年間で取り組むこと

施策 ▶	▶ 10年間で取り組むこと
1 広報の充実 町民の知りたい情報、町が伝えたい情報を、多様な手段を用いて分かりやすく伝える。	<ul style="list-style-type: none"> ● 誰一人取り残さない広報誌づくり ● ホームページ見直し ● 統一した情報発信
2 町内の更なる通信環境の向上促進 無線環境の向上など整備した通信基盤の利用促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ● 通信基盤の利用促進のための啓発 ● 無線環境の活用を推進（行政・民間それぞれの分野で）
3 行政サービス、行政事務のデジタル化 行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、職員の業務改善、セキュリティ対策、業務継続性の向上に努めるとともに、町民の利便性も向上させる。	<ul style="list-style-type: none"> ● デジタル技術を活用した町民サービスの検討 ● デジタル技術を活用した行政運営の効率化や業務改善の検討
4 データ連携基盤の整備・普及 地域の暮らしを支える様々なサービスに必要なデータの連携・共有を相互に進め、一人ひとりにより最適化されたサービスを提供できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ● 暮らしの利便性向上や地域課題解決に寄与する、官民データ連携やオープンデータ*活用の推進
5 適切な情報公開の実施 行政情報については、個人情報の保護に十分留意しながら公開を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報保護法施行条例に基づいた情報公開の実施

用語解説 * オープンデータ：(行政が保有する) データを誰もが自由に使えるように公開すること。

未来につながる 持続可能なまちづくり

3 自治体経営

現状 課題

- 地方自治法に示された「住民の福祉の増進とともに最少の経費で最大の効果をあげる」ことをめざし、事務事業の見直しや職員数の適正化、財政の健全化に向けた取組を実施。近年はデジタル技術や民間活力の導入を推進。
- 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の適正化と財政負担の軽減及び平準化を推進。施設の老朽化が進み管理運営にかかる費用も増加傾向にある中で、利用状況や将来的な人口減少も視野に入れながら、計画的な施設更新、統廃合、適切な利活用を進めていくことが必要。
- コンビニエンスストア等収納に加え、税や各種公金の納付方法に地方税統一QRコードを活用できるようにするなど、より一層納付しやすい環境整備を推進。今後も納税等の意識を高め、町税や各種使用料等の滞納を解消することが必要。

- ごみ処理や下水道、消防等で周辺市町と連携し広域的に事業を実施。また、網走市と定住自立圏形成協定を締結し、休日における医療体制、生活路線バスの維持において相互連携を図っている。

関連する個別計画など (計画期間/年度)

- 行政改革大綱・行政改革推進計画 (R4～R8)
- 公共施設等総合管理計画 (R8～R17)
- 個別施設実施計画 (R8～R17)

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

施策・10年間で取り組むこと

施策 ▶	10年間で取り組むこと
1 事務事業改善による行政サービスの質の向上 社会情勢の変化や町民の意向を捉えたサービスをめざす。デジタル化を推進するとともに、民間参入が適している事務事業を委託し、質の高いサービスの提供に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT*を効果的に活用した行政サービスの向上 ● 事業改善のための意向調査の実施 ● 事務事業評価の実施と行政評価方法の継続的検討 ● 社会的背景に即した指針や方針の見直し ● ニーズに応じた指定管理業務の改善 ● 行政サービスの質を高める業務委託の検討 ● 行政事務におけるデジタル化の推進
2 行政経営基盤の強化と機能的な組織編制 財政運営の効率化や的確で機能的な組織編制に努めながら、手続きの効率化や町民ニーズを捉えたサービスの改善に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用料・手数料の見直しによる受益と負担の適正化 ● 未利用財産の活用及び処分 ● 定員適正化と機能的な組織編制
3 財政運営の適正管理の推進 公共施設等総合管理計画に基づく適正な施設管理に努める。民間活力の導入や企業版ふるさと納税の活用などで公的負担の抑制を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 財務及び資産状況の把握、周知 ● 公共施設の長寿命化の推進 ● 公共施設の有効活用と統廃合の検討 ● 公民連携の幅広い活用 ● 自主財源の確保（企業版ふるさと納税などの活用）
4 税への理解促進と納税の推進 税を納めやすい環境づくりを進めながら、滞納処分を推進し税負担の公平性を確保するとともに、税の必要性を伝え納税意識の高揚に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別の状況に応じた適切な滞納整理事務の展開 ● 児童生徒を中心とした租税教育の展開 ● 税の必要性の周知徹底 ● 納税や申告手法の拡充、利用方法の周知強化 ● 滞納者に対する町補助等受給権限の制限（行政サービス制限）
5 広域行政の推進 共通する課題解決や目標に向けて関係自治体が連携して対処することで、より高い効果が期待できる取組を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域連携による事務事業や業務の効率化の推進 ● 公共交通政策における連携の推進（JR存続、バス運営補助、域内内交通） ● 圏域全体で必要な生活機能を確保し定住を促進する政策の推進（東オホーツク定住自立圏共生ビジョン） ● 自治体のデータ連携基盤の共同利用による広域化の検討

用語解説 *ICT（アイシーティー）：情報や通信に関する技術の総称。

未来につながる 持続可能なまちづくり

4 共生社会

現状 課題

- 農業分野では関係機関等への女性の任用を推進しているほか、女性の消防職員や消防団員が働きやすい環境づくりに努めるなど、男女で共同参画を進めやすい環境づくりを各分野で推進。審議会等の委員選任については、女性の参画割合が少ない状況が続いている。
- 令和6（2024）年4月から行政機関や事業者に対して、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、合理的配慮を行うことが義務化。障がいのある人の活動を制限しているバリアを取り除くのは社会の責任であることを理解し、対応していくことが必要。
- 日本に住む外国人が増える中、受け入れる側の日本人、受け入れられる側の外国人とともに、共生の理念を理解し、お互いの国の風土・文化を理解するよう努めたうえで、外国人に日本のルールや制度を理解し、責任ある行動を求めることが重要。

- 性的マイノリティ*1の方の日常生活の困難や生きづらさの軽減を図るとともに、誰もが性別・性自認・性的指向に関わらず個人として尊重され、多様な選択ができる社会をめざし、令和6（2024）年4月から「大空町パートナーシップ宣誓制度*2」を導入。令和7（2025）年4月から「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク*3」へ加入。また、東オホーツク定住自立圏（網走市、斜里町、清里町、小清水町、大空町）では、いずれの自治体でもパートナーシップ宣誓制度に関する手続きが可能。

施策・10年間で取り組むこと

施策 ▶	10年間で取り組むこと
1 男女共同参画の推進 人権尊重と共生を基本に、性別にかかわらず誰もが活躍できる社会をめざし、取組を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育を通じた男女双方の意識改革、理解促進 ● 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大 ● 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和（ワークライフバランス*4） ● 地域における男女共同参画の推進 ● 男女間の暴力、ハラスメント等を根絶するための意識啓発 ● 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
2 障がい者に対する偏見や差別のない社会の実現 障害者差別解消法を通して、障がいの有無にかかわらず、共に支え合い、差別なく安心して暮らせる地域づくりを進める。	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人への障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」の禁止、「合理的配慮の提供」の推進など障害者差別解消法の順守、町民・事業者への周知
3 外国人との共生 日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会をめざし、日本が魅力ある働き先、生活の場として選ばれる国になるような環境づくりを進める。	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人に対する情報発信、相談支援の充実 ● ライフステージ・ライフサイクル*5に応じた支援の充実 ● 外国人材の円滑かつ適正な受入れ ● 共生社会の基盤整備に向けた取組
4 多様性の理解、尊重 社会全体が多様性を理解し尊重する環境づくりを進め、誰もが共に支え合う共生社会をめざす。	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様性を理解・尊重するための学習、広報普及啓発 ● 当事者を対象とした情報提供、相談支援 ● パートナーシップ宣誓制度の運用

用語解説 *1 性的マイノリティ：個人において自身の性別についての認識が出生時に判定された性別と異なる場合や、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別の指向が異性に限らない方など。
 *2 パートナーシップ宣誓制度：一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることを町に宣誓し、町が事実を認め、宣誓書受領証や受領証カードを交付する制度。

*3 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク：連携する自治体間で転入・転出した後も、簡易な手続きでパートナーシップ宣誓制度の利用が継続できる。
 *4 ワークライフバランス：仕事と生活のバランスをとる。どちらも大切にできるようにする意識。
 *5 ライフステージ・ライフサイクル：ライフステージは年齢や生活環境の変化に伴う人生の段階のこと。ライフサイクルは「人生」のこと。

未来につながる 持続可能なまちづくり

5 地域脱炭素

現状 課題

- 令和6(2024)年3月、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ大空町」を宣言。公共施設における節電や温泉熱を利用した暖房など、二酸化炭素の排出抑制の取組を進めているほか、町民や各事業所に広報等を通じて協力を呼び掛けている。目標の達成には、行政、町民、事業所などが一丸となった取組が必要だが、緊急性が伝わりにくく、町全体で地球温暖化対策を推進する意識の共有が必要。
- 新築住宅の省エネ基準適合の義務化やSAF*の利用推進など、さまざまな領域で二酸化炭素削減が取り組まれる中、本町においても建築物の省エネルギー化や廃食油の利活用などを推進することが必要。
- 金融・資産運用特区、地域未来投資促進法など国や北海道の動向を踏まえ、地球温暖化施策と地場産業やエネルギーの地産地消を結び付けたアピールを行うことが必要。

関連する個別計画など
(計画期間/年度)

- 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(R7~R12)



施策・10年間で取り組むこと

施策 ▶	▶ 10年間で取り組むこと
<p>1 再生可能エネルギーの導入推進 太陽光発電以外の再生可能エネルギーとして、すでに導入実績のある地中熱利用システムや温泉熱利用システムの導入により、暖房等の代替エネルギーとして活用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギーに関するゾーニングの実施 ● 地球温暖化対策のための太陽光発電設備の導入(公共施設、家庭、民間施設への普及)
<p>2 機械・建物の省エネルギー化 家庭や事業所におけるエネルギー使用量の削減を促進し、二酸化炭素排出量を削減する。公共施設に関しては電気使用量の削減やごみの減量、リサイクル等の取組を積極的に進め、他の施設への普及につなげていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設用・農業用機械の省エネ・高効率化機械の導入に向けた啓発 ● 建物の断熱性能向上によるエネルギー消費削減に向けた啓発
<p>3 脱炭素交通の推進 次世代自動車の導入や自動車利用の効率化等によって運輸部門における温室効果ガス排出量を削減する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通利用促進・地域モビリティの低炭素化に向けた検討 ● 車両の電動化と次世代モビリティの導入に向けた検討 ● 自転車や歩行者中心のまちづくりの検討(都市計画や立地適正化計画)
<p>4 環境保全の推進 森林資源を保全・創造し二酸化炭素の吸収源にする。廃食油の利活用と併せて今後本町で活用の可能性がある技術について動向を把握。行政や事業者のみならず、町民を巻き込んだ環境学習を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林整備、カーボンクレジットの活用の検討 ● 学校や公共施設での省エネ行動の啓発と実践 ● ごみの減量や資源循環の促進と啓発 ● 企業・事業者との協働による環境活動の推進

用語解説 * SAF(サフ):廃食油、微細藻類、木くず、サトウキビ、古紙などを主な原料として製造され、従来の化石燃料由来のジェットエンジンと比べ二酸化炭素排出量を削減できるものと期待されている。

未来につながる 持続可能なまちづくり

6 協働によるまちづくり

現状 課題

- 官民連携でまちづくり会社を設立し地域の課題に取り組む自治体が増える中、本町においても地域のプレイヤーが主体となり、持続可能なまちづくり活動が増えるよう促進していくことが必要。
- 町内には48の自治会があり、町は自治会運営や自治会活動を支援。会員数の減少や役員のなり手不足により自治会活動が縮小し、従来どおりの運営が難しい自治会も。また、多くの町民に利用されている女満別研修会館は老朽化が著しく、建物の延命は困難で早期の更新が喫緊の課題。
- 平成24（2012）年に町民が自治の主体であること、町民、議会、行政の協働で自治を進めることなどを明記した自治基本条例を制定し、まちづくりへの町民参画を促進。町民が主体的に行うまちづくり活動については、元気づくり応援事業などで支援。
- ふれあいトークやふれあい意見箱、町長へのメールなどを通じて広聴活動を実施。行政と町民が連携・協働によって進めるべき課題も増える中、広聴活動を通じて要望や意見を課題解決にいかすことが必要。

- 町の強みを可視化し、大空町の認知度を高めていくことをめざし、地域ブランディングを推進。町や事業者、町民などが一丸となって取り組むことが必要。
- 公共交通による移動で日常生活に不便や不安を感じている町民がいる一方、自家用車を利用する町民も多く、公共交通に対する意識に差が見られる。町民の高齢化が進む中、町全体で公共交通の在り方を考えることが必要。加えて、大空町内の「地域内交通」だけでなく、大空町をはじめとするオホーツク地域を含めた「広域交通」についても考えることが必要。

施策・10年間で取り組むこと

施策 ▶	▶ 10年間で取り組むこと
1 官民連携の推進 地域課題解決のために、民間の知見やネットワークを活用し、官民協働によるまちづくりを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 連携にむけたサウンディング*1、対話の実施 ● 自由提案制度の仕組みづくり ● 地域活性化起業人など企業人材の受入
2 地域コミュニティ活動の促進 自治会活動をはじめ、近隣住民相互の交流や助け合いにつながる取組を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会による地域コミュニティ活動の支援 ● 町民会館や自治会館等の利用促進、維持管理（町の維持管理、自治会の維持管理） ● 地域と町双方向からの連絡・要望等の調整（地域担当職員制度） ● 研修会館の建て替え
3 町民参加、町民主体のまちづくりの推進 自治基本条例に基づき、自治への関心を促しながら、まちづくりへの町民参加や町民主体のまちづくりに活動を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治基本条例の実行と見直し ● まちづくりに関する情報の共有、町民参加や協働の推進（参加への啓発や機会の創出） ● 町民が主体となったまちづくり活動の支援（元気づくり応援事業）
4 広聴の充実 町民との協働を進める第一歩として、町民からの声を聴き、まちづくりにいかす。	<ul style="list-style-type: none"> ● ふれあいトークの開催、開催方法の改善 ● ふれあい意見箱の設置など意見聴取機会の充実
5 地域ブランディングの推進 大空町の価値の言語化と新たな魅力づくり、他との差別化に町全体で取り組み、大空町ブランドを確立する。	<ul style="list-style-type: none"> ● ブランディング戦略構築 ● 統一的なブランドメッセージやキービジュアルの発信 ● 町民、町内商工事業者、観光協会、JA等との連携強化と横断的取組の推進 ● 庁内連携体制の構築
6 公共交通施策の推進 地域公共交通の負の循環を解消する。 地域全体の公共交通の移動総量を増やすことが、地域公共交通の維持や地域経済の活性化につながる。	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎日の暮らしの不安、不便に感じている町民等のための公共交通（地域内交通等）の検討 ● MaaS*2活用の可能性の検討 ● 空港や駅といった広域交通拠点と地域を結ぶ交通手段の構築の検討

用語解説 *1 サウンディング：民間事業者と直接対話を行い事業アイデアや市場性・問題把握等のために行う調査。

*2 MaaS（Mobility as a Service）：複数の公共交通や移動サービスを最適に組み合わせ、検索・予約・決済等を一括で行えるようにするサービス。